

2000年 夏号 (第5号)

発行人 わたらい克明後援会
豊橋市多米東町二丁目20番地の12

ご あ い さ つ

残暑厳しきおり皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃からのご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

さて、6月に行われました衆議院議員選挙では、皆様方の献身的なご支援をいただきまして本当にありがとうございます。残念ながら力及ばず、結果は満足のいくものではありませんでした。まことに申し訳なくお詫び申し上げます。このことを大きな教訓として生かし、明年夏の参議院議員選挙の大勝利を目指し、全力で取り組んでまいりたいと思います。

今後ともどうか皆様方の変わらぬご理解ご支援をよろしくお願い申し上げます。

平成12年8月

愛知県議会議員 渡会 克明

Q: 愛知県議会ってどうなっているんですか? (議会の概要)

A: 議会の概要を毎回シリーズでお届けします。今回はシリーズその3「常任委員会と特別委員会」

常任委員会

常任委員会は、地方自治法第109条に基づく愛知県議会委員会条例によりその名称、定数及び所管事項等が定められています。現在設置されている常任委員会は次のとおりです。

名称	所管事項	定数
総務県民委員会	総務部、県民生活部、出納事務局、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	14人
企画環境委員会	企画振興部及び環境部の所管に属する事項	13人
健康福祉委員会	健康福祉部の所管に属する事項	13人
産業労働委員会	産業労働部、国際博推進局、企業庁及び地方労働委員会の所管に属する事項	13人
農林水産委員会	農林水産部、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項	13人
建設委員会	建設部及び収用委員会の所管に属する事項	14人
文教委員会	教育委員会の所管に属する事項	13人
警察委員会	公安委員会の所管に属する事項	14人

特別委員会

特別委員会は、地方自治法第110条に基づく愛知県議会委員会条例により、必要の都度議会の議決によって設置します。特別委員会は、付議された事件のみを審査することを原則としているので、付議された事件の審査が終われば委員会は消滅します。現在は以下のとおりです。

名称	所管事項	定数
行財政改革・地方分権調査特別委員会	行財政改革及び地方分権に係る諸問題の調査	16人
少子・高齢化調査特別委員会	少子・高齢化対策に係る諸問題の調査	15人
首都機能移転調査特別委員会	首都機能移転に係る諸問題の調査	15人
国際博覧会調査特別委員会	2005年日本国際博覧会の開催に係る諸問題の調査	15人
中部国際空港調査特別委員会	中部国際空港の建設に係る諸問題の調査	15人

私は、健康福祉委員会と首都機能移転調査特別委員会に所属しています。

《知ってますか?》

愛知の人口・世帯 (平12.6)

人口	7,044,224人 全国第4位
男	3,524,790人 (50.04%)
女	3,519,434人 (49.96%)
世帯	2,548,053世帯 1世帯当たり 2.76人
平均年齢 (平12.4)	39.6歳
平均寿命 (平10)	男 77.8歳 女 84.5歳
100歳以上の人 (平11.10.1)	445人
	男 86人 女 359人

年齢3区分別割合	平成11年	平成元年
0~14歳	15.5%	19.2%
15~64歳	70.4%	71.2%
65歳以上	13.9%	9.5%

人口移動 (平10.10~11.9)

県外からの転入	152,493人
県外への転出	150,268人

出生、死亡、婚姻、離婚の状況 (平10)

出生	75,206人	6分59秒に1人	出生率(人口千人当たり) 10.9人
死亡	44,163人	11分54秒に1人	死亡率(人口千人当たり) 6.4人

婚姻	48,392件	10分52秒に1件	平均初婚年齢 夫28.4歳 妻26.4歳
離婚	12,889件	40分47秒に1件	

女性が生涯に産む平均子供数 (平10) 1.42人

愛知が全国シェアの高い主な農水産物 (平10)		
	生産高	全国シェア
さく(切り花)	341億円	32.7%(1位)
うなぎ	6,901t	31.4%(2位)
あさり類	11,185t	30.4%(1位)
温室メロン	7,280t	19.6%(2位)
ハウスみかん	8,680t	13.8%(2位)
キャベツ	185,200t	13.2%(2位)
ばら(切り花)	35億円	11.8%(1位)

【県議会報告】

6月定例議会における私の質問と県当局の答弁の要旨

7月3日、県議会の一般質問が行われ、公明党を代表して質問に立ちました。質問内容は、以下の4点について質問をいたしました。

1. 児童虐待問題について（別掲新聞記事参照）

Q：県では、昨年度以降、児童相談所が虐待問題に対処するため、連携の強化をはじめ、どのような対応を図ってこられたのか。

A：関係機関とのネットワーク強化として、公的関係機関はもちろんのこと、NPOをはじめとする民間団体との連携が不可欠であり、児童相談所が開催する会議のネットワークメンバーとして参画してもらい、必要な情報の提供もしてもらおう。また、医療機関向け児童虐待防止マニュアルの作成にあたっての協力等、連携強化に努めている。児童相談所の対応力強化としては、「児童虐待対応弁護士」と「児童虐待対応協力員」の配置により相談体制の強化を図っている。

Q：「児童虐待の防止等に関する法律」が児童相談所業務に及ぼす影響をどのように捉え、その相談体制の今後のあり方について、県としてどのように考えておられるか。

A：新法が児童相談所の業務に及ぼす影響は、通告件数の増大、保護者との対立場面の増大、保護者への専門指導の対応が考えられる。

また、相談指導体制の整備として、児童相談所実施体制の充実、第三次行革大綱による地方機関の組織・機構の再編を行う中で検討する。保護者、児童をケアできる体制の整備は、情緒障害児短期治療施設（ならわ学園）の家族治療機能の活用、保健所や小児保健総合医療センター等の保健・医療専門機関の活用を検討する。さらに24時間の相談受付システム体制の整備として、24時間の相談受付方法（インターネット等）の検討をする。

2. 教育問題について

Q：家庭での教育力の低下に対し、教育委員会として親の学習機会の提供及び相談体制の整備について、その取り組みの状況はどうか。また、地域社会においてもその教育力は低下していると思うが、地域で子供を育てる活動への支援策について伺いたい。

A：家庭に対する取り組みとしては、乳幼児の家庭教育テレビ番組の制作・放映、家庭教育啓発手引書の配布、家庭教育カウンセラー、家庭教育相談員、ホームフレンドの設置等による相談体制の整備に努めている。

また、地域社会に対する取り組みとしては、「子供に語ろう」地域活動推進地区を指定して、ふれあい活動を展開したり、「子供に語ろう」県民大会、地区大会を通して家庭教育の大切さについて啓発するなど、地域の教育力の充実に努めている。

Q：教職員の健康管理の現状はどのようになっているのか。また、精神性疾患による休職者の状況はどうなっているのか。さらには、その休職者に対して、教育委員会はどのように対応しているのか伺いたい。

A：教職員全員を対象とした定期検診と、年齢を指定した総合検診を毎年実施している。その他に、健康問題に関する相談窓口を愛知県総合教育センターに設置し、教職員からの相談に対応している。

次に精神性疾患による休職者の状況は、不安神経症やうつ病などで休職した者は、平成11年度89人で全休職者のうち約45%となっております。

精神性疾患で休職・加療中の教職員に対しては、校長等が随時家庭訪問を行い、県教育委員会としても専門医や保健婦を必要に応じて派遣し、指導・助言している。また、メンタルヘルズ講演会の開催、全教職員に予防啓発リーフレットを配布している。

3. 住宅対策について

Q：高齢化・少子化の問題をはじめ、様々な経済や社会情勢の変化に対し、住宅対策としても従来の施策を見直すとともに、従来の枠組みにとらわれない、新たな対応が必要であると思うがどのように考えるか。

A：県としても新たな時代に向けた住宅政策の方向を探るため、昨年来「21世紀住まい・まちづくりフォーラム」という公開の場を設置し、議論を進めてきたが、今年度は幅広い専門家の方々、公募による一般県民代表などからなる委員会を設置し、新しいマスタープランを策定することとしている。

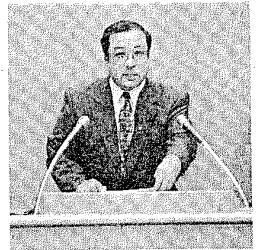
Q：また、特に急速に高齢化が進む中で、高齢者の住まいの安心を実現するためにどのような施策を進めていくのか。

A：高齢者に対する施策はとりわけ重要で、高齢者がいつまでも安心して在宅で居住できるようにすることが、豊かな県民生活の実現に不可欠であり、また、そのことが介護に対する負担を軽減することにもつながります。県としてもバリアフリー化の推進を図るとともに、公営住宅や高齢者向け優良賃貸住宅の供給などにおいて、福祉施策との連携を強化していくことや、地域のコミュニティ形成にも配慮したまちづくり支援を行うことなどにより、より高齢者が安心して居住できる環境づくりに努めていきたい。

4. 「愛知万博」開催の是非を問う県民投票条例案について

Q：新住事業の中止等の見直しや、愛知万博検討会議の設置といった一連の取り組みを見ると、民意を踏まえた形で計画作りが進められているものと認識しているが、こうした状況の中で、県民投票条例の制定請求がなされたことを、どのように受け止めているか伺いたい。

A：国際博覧会及び関連地域整備について、幅広く検討をしている最中に署名運動が始められたものであり、その検討の結果は、新住事業の中止等、大きな見直しという形で明らかにしている。この見直しは、BIE、自然保護団体などのご意見や世論の動向を踏まえたもので、民意を十分に反映して行ったものであります。さらに、様々な立場の方々から参画し、インターネットを活用した情報公開の仕組みを採り入れ、民意を踏まえて事業の推進を図ることができるような、前例の無い形での検討の場を設けたところであります。この検討会議でも活発な議論を踏まえた上で、海上地区の活用について大筋で委員の間で合意がなされました。こうした取り組みを始めとして、知事意見で述べてあります様々な経緯、状況を踏まえ、国際博覧会開催の是非を問う条例制定の必要は無いと考えます。



▼ 7/5付公明新聞

児童虐待への対応ただす

愛知県議会でも議会議員

三日月愛知県議会議員は、児童虐待防止対策の強化を求め、児童相談所が児童虐待問題に対処するため、連携の強化をはじめ、どのような対応を図ってこられたのか。また、児童虐待の防止等に関する法律が児童相談所業務に及ぼす影響をどのように捉え、その相談体制の今後のあり方について、県としてどのように考えておられるか。

三日月愛知県議会議員は、児童虐待防止対策の強化を求め、児童相談所が児童虐待問題に対処するため、連携の強化をはじめ、どのような対応を図ってこられたのか。また、児童虐待の防止等に関する法律が児童相談所業務に及ぼす影響をどのように捉え、その相談体制の今後のあり方について、県としてどのように考えておられるか。

三日月愛知県議会議員は、児童虐待防止対策の強化を求め、児童相談所が児童虐待問題に対処するため、連携の強化をはじめ、どのような対応を図ってこられたのか。また、児童虐待の防止等に関する法律が児童相談所業務に及ぼす影響をどのように捉え、その相談体制の今後のあり方について、県としてどのように考えておられるか。

お知らせ

- ①県営住宅のこと何でもご相談ください。
- ②中小企業金融対策を充実します。「各種制度」（融資・設備貸与・信用保証・共済・助成）の相談もお受けします。また、公害防除施設整備資金融資制度もあります。
- ③経営相談、企業経営アドバイス制度（無料）を利用されたい方は、お気軽にご連絡ください。
- ④県政へのご要望、ご意見など何でもご相談ください。また、法律・税務相談等もお気軽に。

暮らしの相談（連絡先）

自宅

〒440-0028
豊橋市多米町東町2丁目20番地の12
電話 (0532) 62-9633
FAX (0532) 64-4368
E-mail: wata99@plum.ocn.ne.jp

県庁

〒460-0001
名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
電話 (052) 961-2111
FAX (052) 961-2013